

## 「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見書

2014年（平成26年）12月4日  
日本弁護士連合会

### 第1 意見の趣旨

1 取締役、監査役又は執行役の就任の登記申請について、当該登記の申請書に、本人確認資料の提出を求める改正（新設の商業登記規則第61条第5項）については、基本的に賛成である。

もっとも、提出を求める資料としては、当該取締役、監査役又は執行役当該取締役等が就任の承諾をした事実を証する書面に押捺した印鑑の印鑑登録証明書を添付することとすべきである。

2 印鑑の提出をしている代表取締役又は代表執行役の辞任の登記申請について、辞任届に押印した印鑑に係る印鑑証明書の提出又は辞任届に届出印での押印を求めることとする商業登記規則等の改正案（新設の商業登記規則第61条第6項）には、賛成する。

3 設立の登記、役員等の就任による変更の登記、氏の変更による登記等の申請と同時に登記申請人が申し出ることにより、婚姻により氏を改めた役員等につき、現在の氏のほか、婚姻前の氏をも登記簿に記載することができる制度（新設の商業登記規則第81条の2等）については、登記申請人のプライバシー保護の観点から、婚姻前の氏のみを登記簿に記載することができる制度とするべきである。

### 第2 意見の理由

1 意見の趣旨1項（新設の商業登記規則第61条第5項）について

(1) 当連合会は、2012年（平成24年）4月13日、商業登記規則第61条を改正し、取締役会設置会社における取締役、監査役、執行役及び会計参与（以下併せて「取締役等」という。）についても、設立又は就任時の登記の申請書には、当該取締役等が就任の承諾をした事実を証する書面の印鑑に印鑑登録証明書を添付しなければならないとする意見書を提出した。

上記意見書は、①取締役等個人への責任追及の際に取締役個人の住所が判明しない（悪質なケースでは架空人名義で登記がなされている）事案や、②承諾の意思がないなどとして争われる事案が少なからず存在することなどに

鑑みて、意見を述べたものである。

- (2) 法務省の上記商業登記規則等の改正案は、上記①の問題を改善するものであり、②の問題についても一定程度改善する効果を有するもののため、消費者被害の救済を前進させるものと評価できる。
- (3) もっとも住民票は、「自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」であれば、これを取得することが可能であり、住民票の不正取得・不正利用等が存在している事実等からすると、上記②の問題を改善するためには、必ずしも十分とはいえない。

この点取締役等のプライバシー保護については、当弁護士会の上記意見書でも指摘したとおり、登記手続に当たって必要書類を添付させたとしても登記事項とされる訳ではなく、附属書類の閲覧に際しても利害関係の存在が必要とされているのであるから（商業登記法第11条の2、商業登記規則第21条第2項），その適正な運用等がなされれば取締役等のプライバシーが不当に侵害されることにはならない。

## 2 意見の趣旨2項（新設の商業登記規則第61条第6項）について

登記所に印鑑を提出した代表取締役等について、辞任による変更の登記の申請書には、当該代表取締役が辞任を証する書面に押印した印鑑につき印鑑登録証明書を添付しなければならないとする改正についても（新設商業登記規則第61条第6項），辞任意思がないのに辞任登記がなされる事案に対する対策になるものとして、評価できる。

## 3 意見の趣旨3項（新設の商業登記規則第81条の2等）について

- (1) 新設の商業登記規則第81条の2等にかかる改正案のように、婚姻により氏を改めた役員等につき、現在の氏のほか、婚姻前の氏をも登記簿に記載することができる制度については、本来開示する必要のない婚姻というプライバシーに関わる事実を登記簿に記載するに等しく、婚姻前の氏を用いて役員等の業務を行っている者に不利益をもたらす可能性がある点で問題である。

他方、当該役員の責任追求のために住所等が明らかになっているべきだという点に関しては、役員就任の登記申請時に、当該登記の申請書に本人確認資料の提出を求める改正がなされ、利害関係人が当該本人確認資料の控えを閲覧できるようにしておくことで、当該役員の戸籍姓や住所等は調査可能となるはずであるから、あえて一般公衆が誰でも閲覧できる登記簿に戸籍姓と婚姻前の姓を併記する必要性は少ない。したがって、商業登記簿には、婚姻前の氏のみを記載できる制度とするべきである。

(2) 当連合会は、夫婦同姓を強制する民法第750条を改正し、選択的夫婦別姓制度の導入を、婚姻制度等に関する民法改正要綱試案（1995年）が公表される前から今日まで一貫して意見表明し、求めてきたところである。婚姻時の改姓による社会的デメリットを回避するのみならず、女性の人権の尊重と平等の実現の観点から、選択的夫婦別姓制度の速やかな実現が要請されている。

かかる改正がいまだに実現していない現時点では、婚姻した男女のいずれかが婚姻によって改姓することで、法人役員が婚姻時の改姓に同一人物かどうか判然としないため、取引上支障が生ずる必要性は否めない。選択的夫婦別姓制度の導入が実現するまでの間、その不利益への暫定的又は補完的な措置とし、かかる商業登記規則の改正をすることはその範囲で評価しうるが、かかる改正が、選択的夫婦別姓制度を導入しないことの正当理由・免責事由にならないことを付言する。

4 よって、意見の趣旨記載のとおり、意見を述べる。